

立山町オープン・カンパニー実施要領

1 趣旨

本要領におけるオープン・カンパニーとは、学生が立山町（以下「町」という。）において就業体験実習を行うことをいう。

本要領は、オープン・カンパニーの受入れに当たり、対象者、受入方法、その他必要事項を定める。

2 目的

町は、学生に対し立山町役場において就業体験機会を提供することにより、職業意識を高めるとともに、町政に対する興味や理解を深めることを目的としてオープン・カンパニーを実施する。

3 受入時期

受入時期は、原則 8 月から 9 月までの 2 か月間とする。

4 受入期間

受入期間は、原則 1 日とする。ただし、学生の希望により、受入所属等と調整の上、延長できるものとする。

5 受入対象者

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む）、高等専門学校等（以下「大学等」という。）に在籍する学生とする。

6 受入方法等

(1) 立山町長（以下「町長」という。）は、大学等から立山町オープン・カンパニー受入申込書（様式 1）の提出を受け、必要に応じて書類選考等の上、受入を決定するものとする。

(2) 町長は、受入学生に対し、大学等を通じて、立山町オープン・カンパニー実習生受入通知書（様式 2）により受入を通知するものとする。

7 受入条件等

(1) 報酬、各種手当、交通費、食費、宿泊費等一切の金銭給付は行わない。

(2) 傷害保険、賠償責任保険等は大学等側での対応とする。

(3) その他疑義がある場合には、その都度立山町総務課人事係と協議の上、決定するものとする。

8 誓約

実習生は、オープン・カンパニー開始前までに誓約書（様式 3）を、町長に提出するものとする。

9 報告書等の提出

オープン・カンパニー受入終了後、実習生は立山町オープン・カンパニー参加報告書（様式4）を総務課人事係へ提出するものとする。

10 施行月日

この要領は、令和6年6月4日から施行する。